

別 紙

事項	概要	主な手続き
確認の取消し 【根拠規定】 ・修学支援法第9条第1項 ・施行規則第8条第1項	確認大学等の設置者は、確認大学等が、確認要件を満たさなくなったときは、遅滞なく、その旨を機関要件確認者に届け出なければならない。	①確認要件を満たさなくなった旨の届出（設置者） ②①の届出を受けた旨の公表（確認者） ③確認を取り消した旨の公表（確認者） ※確認を取り消された大学等の設置者は、取消しの日から起算して3年を経過した日以降でなければ、確認申請を行うことはできない。
確認の辞退 【根拠規定】 ・修学支援法第9条第1項 ・施行規則第8条第1項	確認大学等の設置者は、確認大学等に係る確認を辞退しようとするときは、 確認大学等に係る確認を辞退する1年前までに 、その旨を機関要件確認者に届け出なければならない。 ※確認大学等が廃止される場合は、当該届出を行うこと。	①確認を辞退しようとする旨の届出（設置者） ②①の届出を受けた旨の公表（確認者） ※①から確認を辞退する日（確認大学等でなくなる日）の到来までの間に、更新確認申請の時期（毎年4～6月）が訪れた場合、機関要件確認者に更新確認申請書の提出が必要。
名称等の変更 【根拠規定】 ・修学支援法第9条第1項 ・施行規則第8条第1項・第2項	確認大学等の設置者は、確認大学等の名称及び所在地並びに設置者の名称及び主たる事務所の所在地に変更があったときは遅滞なく、その旨を機関要件確認者に届け出なければならない。	①確認大学等の名称等の変更があった旨の届出（設置者） ②①の届出を受けた旨の公表（確認者） ③①の届出内容の文部科学省への報告（確認者）

※手続きの詳細は、「機関要件の確認事務に関する指針」を参照し対応すること。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/detail/1418410.htm

【参考】

○大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）（抄）

第7条（略）

3 文部科学大臣等は、確認をしたときは、遅滞なく、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第9条 確認大学等の設置者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、文部科学省令で

定めるところにより、その旨を当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に届け出なければならぬ。

- 一 当該確認大学等が、確認要件を満たさなくなったとき。
 - 二 当該確認大学等に係る確認を辞退しようとするとき。
 - 三 当該確認大学等の名称及び所在地その他の文部科学省令で定める事項に変更があったとき。
- 2 第7条第3項の規定は、前項の規定による届出があったときについて準用する。

○大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）（抄）

第8条 確認大学等の設置者は、法第9条第1項第1号又は第3号に該当することとなったときは遅滞なく、同項第2号に該当することとなったときは当該核大学等に係る確認を辞退する一年前までに、その旨を当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に届け出なければならない。

- 2 法第9条第1項第3号の文部科学省令で定める事項は、確認大学等の名称及び所在地並びにその設置者の名称及び主たる事務所の所在地とする。